

## **「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です。**

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。ケアラーのうち18歳未満をヤングケアラーと定義しています。

ケアラーが孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。

※詳しくは県HPをご覧ください。

【県HP URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/kaigosya-kouhou.html>

【県HP QRコード】



## **11月は「いじめ撲滅強調月間」です。**

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決してゆるされることではありません。

埼玉県は11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

立花小学校でもいじめ撲滅に向けて、全校で「いじめ撲滅宣言」を行ったり、人権集会でいじめについて一人一人が真剣に考えています。